

不利益処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法	法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号
不利益処分の種類	宅地建物取引士資格登録者の登録の消除	根拠条項	第68条の2第1項第2号～第4号 第68条の2第2項第2号～第3号
処分基準	<p>都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号の一に該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。 （宅地建物取引業法第68条の2第1項）</p> <p>〔各号の概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 不正の手段により登録を受けたとき 不正の手段により宅地建物取引士証の交付を受けたとき 事務の禁止処分に該当し、情状が特に重いとき又は事務の禁止処分に違反したとき 		
	<p>第18条第1項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていないものが次の各号の一に該当する場合には、当該登録 をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。（宅地建物取引業法第68条の2第2項）</p> <p>〔各号の概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 不正の手段により登録を受けたとき 宅地建物取引士の事務を行い、情状が特に重いとき 		
対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課 交付機関 建築住宅課
			目次 NO 5